

フォレスト居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長命荘が開設する、フォレスト居宅介護支援事業所（以下「居宅介護支援センター」という。）において行う指定居宅介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅介護支援センターの介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）は、利用者が要介護状態等にある場合において、指定居宅サービスその他の日常生活を営むのに必要な保健・医療・福祉サービスを適切に提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 居宅介護支援センターの介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、要介護者等の選択に基づき、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、適切な各種サービスを総合的に提供する。

2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供する。

(身体拘束の廃止)

第3条 居宅介護支援センターは、利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

2 居宅介護支援センターは、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

4 本条で規定する委員会の構成委員については、特別養護老人ホームフォレストホームの同委員会の構成委員と兼ねることがある。

(虐待の防止)

第4条 管理者は、虐待発生の防止に向け、次に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの事項を適切に実施するための担当者とする。

2 居宅介護支援センターでは、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針の策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。尚、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

5 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村に報告を行い、再発防止

に努める。

- 6 本条で規定する委員会の構成委員については、特別養護老人ホームフォレストホームの同委員会の構成委員と兼ねることがある。

(事業の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 フォレスト居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 奈良県生駒市北田原町2429番地の4
特別養護老人ホーム フォレストホーム 同一敷地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 居宅介護支援センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)

介護支援専門員のうち1名の管理者は、居宅介護支援センターに勤務する介護支援専門員等の管理及び居宅サービス計画等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも介護支援専門員としてその業務を遂行する。但し、居宅介護支援センターの業務に支障がない場合は、同一敷地内の居宅サービス事業の業務と兼務することがある。

- (2) 介護支援専門員 5名以上(常勤又は非常勤、うち常勤1名は管理者)

居宅サービス計画の作成及び利用者及びその家族、指定居宅サービス事業等との連絡・調整等を図り適切にサービスが提供されるよう業務を遂行する。ただし、居宅介護支援センターの業務に支障がない場合は、他の業務と兼務することがある。

- (3) 事務職員 1名(常勤または非常勤 兼務)

居宅介護支援センターの事務。ただし、居宅介護支援センターの業務に支障のない場合は、他の業務と兼務することがある。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第8条 居宅介護支援の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護支援センターの管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとする。

- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたっては、適切なアセスメント方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のそのおかれてある環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活

活を営むことができるように支援する上で、解決すべき課題を把握しなければならない。

- (4) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (5) 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの層標及びその達成時期、サービス提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (6) 介護支援専門員は、居宅介護支援センターで行うサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者（以下この号において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (7) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連携を継続的に行う（居宅訪問頻度は特別な場合を除き1ヶ月に1回以上）ことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連携調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (9) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (10) 介護支援専門員は、介護保険施設から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (11) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求めなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (13) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、介護保険法（以下「法」という。）第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定にかかる居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (14) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の自立した日常の支障を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

- (15) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (16) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (17) 利用者又はその家族から相談を受ける場合は、同一敷地内に存する相談室を使用する。

(利用料等)

- 第9条 居宅介護支援サービスを提供した場合の利用者から受領する利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額とする。ただし、法定代理受領分は利用者に利用料の支払いを求めない。
- 2 第8条の通常の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費の支払いを求められることができる。ただし、法人車両を使用した場合の実費交通費は1回430円とする。
 - 3 居宅介護支援センターは、前項に規定する費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

- 第10条 通常の実施地域は次の通りとする。
- 生駒市（あすか台、あすか野、生駒台、上町、上町台、北田原町、北大和、喜里が丘、小明町、桜ヶ丘、鹿ノ台、鹿畑町、白庭台、新生駒台、高山町、俵口町、辻町、西白庭台、西松ヶ丘、ひかりが丘、東松ヶ丘、松美台、真弓、真弓南、美鹿の台、南田原町の区域）

(職場におけるハラスメント)

- 第11条 居宅介護支援センターは、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害時における対策)

- 第12条 居宅介護支援センターは、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。
- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、職員及び利用者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。
 - 3 居宅介護支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

(その他の運営についての留意事項)

- 第13条 居宅介護支援センターは、利用者に対する処遇に直接携わる職員の内、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、居宅介護支援センターの介護支援専門員の質的向上を図るための研修

の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年3回

2 介護支援専門員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 介護支援専門員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、介護支援専門員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を介護支援専門員等の雇用契約内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長命荘理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

この規程は、平成21年1月1日から施行する。(第4条(2)改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第7条2項改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(第7条2項、第8条改正)

この規程は、令和5年1月16日から施行する。(第3条、第4条、第11条、第12条、第13条改正)